

## 目 次

## 津市条例

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例  
津市個人情報の保護に関する法律施行条例  
津市情報公開条例の一部を改正する条例  
津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
津市職員定数条例の一部を改正する条例  
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例  
津市公契約条例の一部を改正する条例  
津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
津市都市公園条例の一部を改正する条例  
津市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
津市水道事業給水条例等の一部を改正する条例  
津市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例  
津市立学校設置条例の一部を改正する条例  
津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 津市規則

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則  
津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 津市告示

指定緊急避難場所としての指定及び指定の取消し  
議決を経た予算の公表  
市道路線の廃止  
市道路線の認定  
市道路線の区域決定  
市道路線の区域変更  
市道路線の供用開始  
地籍調査の実施

## 津市公告

開発行為に係る工事の完了  
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行  
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 3 3 号

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 3 5 号）第 2 条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例及び本市の執行機関（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 編第 7 章に規定する執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 1 項の規定による三重県の条例により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び三重県の執行機関の規則をいう。
- (2) 本市の機関 本市の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員又は地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき本市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき本市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき本市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき本市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。  
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（本市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける本市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該本市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする

ことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかか

わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、本市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる本市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 津市行政手続条例（平成18年津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

津市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 3 4 号

津市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「本市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(理由付記の特例)

第 3 条 本市の機関は、法第 8 2 条第 1 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しない場合又は同条第 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない場合において、当該保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同条第 1 項又は第 2 項に規定する書面に記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第 4 条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第 8 7 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、視聴、閲覧、写しの交付等とその種別、情報化の進展状況等を勘案して本市の機関が定める方法による交付）

により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行なければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（財産区における法の施行）

第7条 財産区（財産区議会を除く。）における法の施行に関しては、本市の機関の例による。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、本市の機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（津市個人情報保護条例の廃止）

- 2 津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）は、廃止する。  
（津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 次に掲げる者の前項の規定による廃止前の津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項（第47条第3項及び第48条において準用する場合を含む。）の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において本市の指定に係る指定管理者の事務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下「旧請求」という。）がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止（これらに係る旧条例第40条の2に規定する審査請求を含む。）については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその事務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年

以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

- ７ この条例の施行前において受託者又は指定管理者であった法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であったものが、その法人又は人の業務に関して、前２項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前２項の罰金刑を科する。
- ８ 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人であった者が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- ９ 津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１８年津市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（設置等）

第１条 津市情報公開条例（平成１８年津市条例第２２号。以下「情報公開条例」という。）第１９条第１項及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第１項及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- ２ 審査会は、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について、情報公開にあつては情報公開条例第２条第２項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に、個人情報の保護にあつては津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年津市条例第３４号）第２条第１項に規定する本市の機関（以下「本市の機関」という。）に意見を述べることができる。
- ３ 審査会は、前項に定めるもののほか、本市が出資その他財政支出等を行う法人その他の団体であつて、市長が別に定めるものからその保有する文書等に係る情報公開又はその保有する個人情報の保護に関し調査審議の依

頼があったときは、その依頼事項について必要な意見を述べることができる。

第6条第1項中「又は個人情報保護条例第41条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関」を「の規定により審査会に諮問した実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した本市の機関」に、「個人情報保護条例第20条各項の決定に係る保有個人情報」を「法第82条各項の決定、法第93条各項の決定及び法第101条各項の決定に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）」に改め、同条第4項中「（平成26年法律第68号）」を削る。

（津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 施行日前に旧請求がされた場合における旧条例第40条の2に規定する審査請求に係る諮問については、なお従前の例による。

津市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 3 5 号

津市情報公開条例の一部を改正する条例

津市情報公開条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改め、「、氏名」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「から起算して 1 5 日以内」を「の翌日から起算して 1 4 日以内」に改める。

第 1 3 条中「から起算して 4 5 日以内」を「の翌日から起算して 4 4 日以内」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「津市情報公開・個人情報保護審査会設置条例」を「津市情報公開・個人情報保護審査会条例」に改める。

第 3 0 条を第 3 1 条とし、第 2 9 条の次に次の 1 条を加える。

（財産区の情報公開）

第 3 0 条 財産区の情報公開については、実施機関の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の開示請求について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第３６号

津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第１条 津市職員の定年等に関する条例（平成１８年津市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第１章 総則（第１条）

第２章 定年制度（第２条―第５条）

第３章 管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章 定年前再任用短時間勤務制（第１２条）

第５章 雑則（第１３条）

#### 附則

第１章 総則

第１条中「）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２８条の２第１項、第２項及び第４項、第２８条の５、第２８条の６第１項及び第２項並びに第２８条の７」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章 定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改める。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第18条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（三重短期大学学長、三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢

60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を

占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占め

たまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この

限りでない。

## 第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで   | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで   | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで  | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令する日に受ける」を加え、「除く。））」を「除く。）以下同じ。）及びこれに対する地域手当の月額合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第13条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定に基づき定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定に基づき定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第24条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第32条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任

用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 3 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 1 9 条」を「第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 1 9 条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 8 項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例)

1 6 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 1 8 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。

1 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 津市職員の定年等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 3 1 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員

(3) 津市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 第 7 条第 1 項第 2 号アに掲げる教育職給料表（一）の適用を受ける職員

1 8 法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 2 0 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 1 6 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当

該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第１６項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

１９ 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

２０ 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第１６項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第１８項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

２１ 附則第１８項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第１６項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

２２ 附則第１６項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

２３ 附則第１６項から前項までに定めるもののほか、附則第１６項の規定による給料月額、附則第１８項の規定による給料その他附則第１６項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

|       |  |      |      |      |      |      |      |      |      |   |
|-------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|---|
| 再任用職員 |  | １８７， | ２１５， | ２５５， | ２７４， | ２８９， | ３１５， | ３５６， | ３８９， | を |
|       |  | ７００  | ２００  | ２００  | ６００  | ７００  | １００  | ８００  | ９００  |   |

|                 |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 「定年前再任用短時間勤務職員」 | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  |
|                 | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                 | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 |

に

改める。

別表第2イの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

|         |  |         |         |         |
|---------|--|---------|---------|---------|
| 「再任用職員」 |  | 271,100 | 298,100 | 324,400 |
|---------|--|---------|---------|---------|

を

|                 |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 「定年前再任用短時間勤務職員」 | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  |
|                 | 円       | 円       | 円       |
|                 | 271,100 | 298,100 | 324,400 |

に

改める。

別表第3中

|     |   |                                 |
|-----|---|---------------------------------|
| 7 級 | 1 | 部長及び担当理事並びに久居総合支所長の職務           |
|     | 2 | 部次長及び担当参事の職務                    |
|     | 3 | 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務           |
|     | 4 | 久居総合支所副総合支所長の職務                 |
| 8 級 | 1 | 消防長の職務                          |
|     | 2 | 困難な業務を所掌する部長及び担当理事の職務           |
|     | 3 | 困難な業務を所掌する総合支所長（久居総合支所長に限る。）の職務 |

を

|     |                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 7 級 | 1 部次長及び担当参事の職務<br>2 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務<br>3 久居総合支所副総合支所長の職務 |
| 8 級 | 1 消防長の職務<br>2 部長及び担当理事の職務<br>3 久居総合支所長の職務                      |

改める。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 8 条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 22 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（津市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 9 条 津市職員の再任用に関する条例（平成 18 年津市条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 21 項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の津市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日

から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第7項まで並びに附則第10項及び第11項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したものの
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11

項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。  
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職と

する。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 1 4 令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

- 1 5 令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 1 6 令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

- 1 7 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第５項から第１２項までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第１９項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 1 8 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における

当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

- 21 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 22 第3条の規定による改正後の津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条の規定は、施行日以後に行われる処分による減給について適用し、施行日前に行われた処分による減給については、なお従前の例による。

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 3 暫定再任用短時間勤務職員（附則第 1 0 項又は第 1 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第 4 条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(津市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 4 第 7 条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 1 6 項から第 2 3 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 2 5 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 7 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 2 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 7 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 2 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 2 7 条第 3 項の規定を適用する。

29 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第32条第3項の規定を適用する。

30 新給与条例第35条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

31 津市職員の給与に関する条例第19条から第21条まで、第22条第4項及び第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

32 附則第5項から第19項まで、第23項及び第25項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

33 津市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の表第13条第1項の項を削り、同表第24条第2項第2号及び第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表第24条第2項第2号及び第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第43条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第44条第1項の項を削る。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

34 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条中「、第43条並びに第44条第1項」を「並びに第43条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、給与条例第44条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」」を削る。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 3 7 号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成 2 5 年津市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2, 5 0 0 人」を「2, 7 5 0 人」に改め、同条第 1 号ア中「1, 5 8 1 人」を「1, 7 5 2 人」に改め、同号イ中「1 4 9 人」を「1 6 4 人」に改め、同号ウ中「3 4 5 人」を「3 6 5 人」に改め、同号エ中「4 2 人」を「4 3 人」に改め、同条第 2 号中「1 4 人」を「1 5 人」に改め、同条第 3 号中「3 5 1 人」を「3 9 0 人」に改め、同条第 4 号中「4 人」を「5 人」に改め、同条第 5 号中「7 人」を「8 人」に改め、同条第 6 号中「7 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第３８号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和５年１月１日から同年２月２８日までの間における給料月額の支給に関する特例）

- １３ 令和５年１月１日から同年２月２８日までの間における市長に対する給料月額を支給に当たっては、第２条第１号に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 3 9 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 4 低炭素建築物新築等計画の認定の項ア及びウ並びに低炭素建築物新築等計画の変更認定の項ア及びウ中「申請戸数」を「総戸数」に改め、同表備考 5 及び備考 6 を次のように改める。

- 5 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額とする。
- 6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める金額とする。この場合において、当該認定申請が次の(1)から(3)までの複数に該当するときは、それぞれに定める金額を合算するものとする。
  - (1) 申請対象部分が一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の金額
  - (2) 申請対象部分が共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額
  - (3) 申請対象部分が住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

別表第 1 4 備考 7 を削り、同表備考 8 を同表備考 7 とする。

別表第 1 5 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項ア及びウ並びに建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の項ア及びウ中「申請戸数」を

「総戸数」に改め、同表備考5及び備考6を次のように改める。

5 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額

(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額

6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める金額とする。この場合において、当該認定申請が次の(1)から(4)までの複数に該当するときは、それぞれに定める金額を合算するものとする。

(1) 申請対象部分が一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 申請対象部分が共同住宅等の用途に供する部分を有する場合であって、住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定するとき 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した額

(3) 申請対象部分が共同住宅等の用途に供する部分を有する場合であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しないとき 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額

(4) 申請対象部分が住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

別表第15備考7を削り、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公契約条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第 4 0 号

津市公契約条例の一部を改正する条例

津市公契約条例（平成 2 9 年津市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「の契約」の次に「並びに地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と本市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所等に使用される者及び家事使用人を除く。）（指定管理協定に係る業務等に従事する者にあつては、指定管理者が直接雇用し、かつ、当該指定管理協定に係る公の施設に常駐するものに限る。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負又は業務委託の契約により公契約に係る業務に従事する者のうち、次のいずれにも該当するもの（市長が適当と認める者に限る。）

(ア) 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者

(イ) 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を自ら持ち込まない者

第 2 条第 5 号ア中「公契約」の次に「（指定管理協定を除く。イにおいて同じ。）」を加える。

第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(労働報酬下限額)

第6条の2 市長は、特定公契約のうち規則で定めるものについて、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の事情を勘案し、労働報酬下限額（受注者等が規則で定める労働者に支払う1時間当たりの報酬の下限とすべき額をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

第12条中「次に掲げる事項」の次に「（第3号に掲げる事項にあつては、規則で定める労働者に限る。）」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 労働報酬下限額

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の津市公契約条例の規定は、この条例の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第４１号

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第９８号）の一部を次のように改正する。

別表施設の部パターゴルフ場の項及び設備器具の部パターゴルフ用具（パター・ボール）の項を削り、同表備考を次のように改める。

〔備考〕

やすらぎの湯の回数券の有効期間は、１年間とする。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第４２号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成１８年津市条例第１９７号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第５項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りでない。

第６条の２中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６ 有料公園施設の使用に係る料金は、別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第１０条及び第１２条第２号中「別表第２」を「別表第３」に改める。

第２０条の２中「別表第３」を「別表第４」に改める。

第２０条の１１中「別表第２」を「別表第３」に改める。

別表第３を別表第４とし、別表第２を別表第３とし、別表第１の次に次の１表を加える。

別表第 2（第 6 条の 2 関係）

有料公園施設の使用に係る料金の上限額

単位 円

| 使用区分                                                                                                                                                                                                                                                                           |                | 使用に係る料金  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------|
| バーベキュー場（中ブース）                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1 箇所につき 1 日当たり | 3, 0 0 0 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 箇所につき半日当たり   | 1, 5 0 0 |
| バーベキュー場（小ブース）                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1 箇所につき 1 日当たり | 2, 0 0 0 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 箇所につき半日当たり   | 1, 0 0 0 |
| ドッグラン                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1 頭につき 1 日当たり  | 8 0 0    |
| 芝そりゲレンデ                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1 人につき 1 日当たり  | 1 0 0    |
| <p>〔備考〕</p> <p>1 「1 日」とは、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までをいう。</p> <p>2 「半日」とは、午前 8 時 3 0 分から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時 3 0 分までをいう。</p> <p>3 バーベキュー場の使用（6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間における使用に限る。）については、午後 5 時 3 0 分を超えて引き続き午後 7 時まで延長して使用させることができるものとし、延長使用に係る料金は、延長時間にかかわらず、5 0 0 円とする。</p> |                |          |

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 有料公園施設の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第４３号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第３２条第１項中「申込みの際」の次に「（第５号に掲げる再開栓手数料にあっては、再開栓した日の属する月に係る料金を徴収する際）」を加える。

第３８条第１項中「第５条」を「第６条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第44号

津市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(津市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第26条中「料金は、」の次に「隔月の」を加え、「その日の属する月分」を「当月分及び前月分」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、各月の使用水量については、それぞれ均等に使用したものとみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の使用水量の端数を切り上げ、当月の使用水量の端数を切り捨てるものとする。

第26条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、毎月の定例日又は随時にメーターの検針を行い、料金を算定することができる。
- 第28条第1項を次のように改める。

定例日から次の定例日までの期間の中途において、水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は給水を停止した場合における料金は、第23条第1項の規定を準用し、計算した額とする。この場合において、基本料金は、同項の表に定める基本料金の額に、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 15日以内 2分の1
- (2) 15日を超え1月以内 2分の2
- (3) 1月を超え1月と15日以内 2分の3
- (4) 1月と15日を超え2月以内 2分の4

第 3 1 条第 1 項中「毎月」を「2 箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2 箇月ごと」を「毎月又は随時」に改める。

(津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「毎月」を「2 箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2 箇月ごと」を「毎月」に改める。

(津市公共下水道条例の一部改正)

第 3 条 津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 2 項中「前項の」を削り、「毎月」を「2 使用月ごとに」に改め、同項ただし書中「2 箇月ごと」を「毎使用月」に改める。

第 3 1 条第 1 項中「毎使用月」を「2 使用月ごとに、当使用月及び前使用月」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各使用月において排除した汚水の量については、それぞれ均等に排除したものとみなし、各使用月の排除した汚水の量に 1 立方メートル未満の端数が生じたときは、前使用月の排除した汚水の量の端数を切り上げ、当使用月の排除した汚水の量の端数を切り捨てるものとする。

第 3 1 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、毎使用月ごと又は随時に使用料を算定することができる。

第 3 2 条中「汚水量」を「汚水の量」に改め、同条第 3 号中「毎使用月、その使用月」を「2 使用月ごと」に、「その使用月の」を「当該 2 使用月の」に改める。

第 3 3 条第 1 項を次のように改める。

使用者が排除した汚水の量を算定する日（以下「算定日」という。）から次の算定日までの期間の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における使用料は、第 3 1 条の規定により算定した額とする。この場合において、基本使用料は、別表第 1 に掲げる基本使用料の額に、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1 5 日以内 2 分の 1

- (2) 15日を超え1月以内 2分の2
- (3) 1月を超え1月と15日以内 2分の3
- (4) 1月と15日を超え2月以内 2分の4

別表第1中「下水道使用料金表」を「下水道使用料金表（1使用月につき）」に改める。

（津市工業用水道事業給水条例の一部改正）

第4条 津市工業用水道事業給水条例（平成18年津市条例第312号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「毎月定例日」を「隔月の定例日（工業用水の料金（以下「料金」という。）の算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）」に、「当該月」を「当月分及び前月分」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各月の超過使用水量については、それぞれ均等に使用したものとみなし、各月の超過使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の超過使用水量の端数を切り上げ、当月の超過使用水量の端数を切り捨てるものとする。

第24条第3項中「第1項又は前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、毎月の定例日又は随時にメーターの検針を行い、超過使用水量を算定することができる。
- 3 給水の制限をしたときの超過使用水量は、管理者が別に定めるところにより算定する。

第25条第1項中「工業用水の料金（以下「料金」という。）」を「料金」に改め、同条第2項中「月の中途」を「定例日から次の定例日までの期間の中途」に改める。

第27条を次のように改める。

（料金の徴収方法）

第27条 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替若しくは集金等の方法により2箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを毎月又は随時に行うことができる。

（津市営浄化槽条例の一部改正）

第5条 津市営浄化槽条例（平成26年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎月」に改める。

（津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成28年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「2箇月ごと」を「毎月」に改める。

第16条中「第31条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の津市水道事業給水条例、第2条の規定による改正後の津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、第3条の規定による改正後の津市公共下水道条例、第4条の規定による改正後の津市工業用水道事業給水条例、第5条の規定による改正後の津市営浄化槽条例及び第6条の規定による改正後の津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるそれぞれの条例の規定による料金又は使用料（以下「料金等」という。）の算定について適用する。
- 3 施行日前から継続している使用に係る料金等の算定に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が定める。

津市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第４５号

津市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例

津市立教育研究所設置条例（平成１８年津市条例第２３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「津市乙部２１１０番地」を「津市西丸之内３７番８号」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第 4 6 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 1 8 年津市条例第 2 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中

|   |          |                    |   |   |
|---|----------|--------------------|---|---|
| 「 | 津市立敬和幼稚園 | 津市中河原 4 4 5 番地     | 」 | を |
|   | 津市立育生幼稚園 | 津市阿漕町津興 1 1 5 8 番地 |   |   |
| 「 | 津市立敬和幼稚園 | 津市中河原 4 4 5 番地     | 」 | に |
|   |          |                    |   |   |

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第４７号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２４２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表津市豊津公民館の項及び津市黒田公民館の項を削る。

別表津市河芸公民館の部第３研修室の項を削り、同部第２会議室の項の次に次のように加える。

|        |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|
| 第１小会議室 | ３９０ | ５２０ | ５２０ |
| 第２小会議室 | ２６０ | ３５０ | ３５０ |

別表津市河芸公民館の部多目的室の項及び中会議室の項、津市豊津公民館の部並びに津市黒田公民館の部を削る。

#### 附 則

- この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年１月１日から施行する。
- 津市河芸公民館の第１小会議室及び第２小会議室の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第 5 4 号

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年津市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（市長が指定するものに限る。）

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は本市の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。次条第 1 項において同じ。）とを電気通信回線で接続

した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

4 条例第3条第4項の規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置又は第2項ただし書に

規定する措置とする。

5 条例第3条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかに掲げる方式とする。

- (1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

3 条例第4条第4項の規則で定めるものは、電子署名とする。

4 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を当該縦覧等を行う事務

所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該事務所に備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第8条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規則で定めるものは、電子署名とする。

（適用除外）

第9条 条例第7条第1号の規則で定めるものは、次に掲げる場合に係る手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合
- (2) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合
- (3) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長が認める場合

（添付書面等の省略）

第10条 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定めるものは、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和４年１２月２８日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第５５号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する  
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１８年津市規則  
第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第５アの表中

|     |     |   |       |
|-----|-----|---|-------|
| 「   | 「   |   |       |
| 2 6 | 2 5 |   |       |
| 2 6 | 2 6 |   |       |
| 2 7 | 2 6 |   |       |
| 2 7 | 2 6 |   |       |
| 2 8 | 2 7 |   |       |
| 2 8 | 2 7 |   |       |
| 2 9 | 2 7 |   |       |
| 2 9 | 2 8 |   |       |
| 3 0 | 2 8 |   |       |
| 3 0 | 2 8 |   |       |
| 3 1 | 2 9 |   |       |
| 3 1 | 2 9 |   |       |
| 3 2 | 3 0 |   |       |
| 3 2 | 3 0 |   |       |
| 3 3 | 3 1 |   |       |
| 3 3 | 3 1 |   |       |
| 3 4 | 3 2 |   |       |
| 3 4 | 3 2 | を | に改める。 |
| 3 5 | 3 3 |   |       |
| 3 5 | 3 3 |   |       |

|     |     |
|-----|-----|
| 3 6 | 3 4 |
| 3 6 | 3 4 |
| 3 7 | 3 5 |
| 3 7 | 3 5 |
| 3 8 | 3 6 |
| 3 8 | 3 6 |
| 3 9 | 3 7 |
| 3 9 | 3 7 |
| 4 0 | 3 8 |
| 4 0 | 3 8 |
| 4 1 | 3 9 |
| 4 1 | 3 9 |
| 4 2 | 4 0 |
| 4 2 | 4 0 |
| 4 3 | 4 1 |

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規

定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

津市告示第 2 5 9 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

また、同法第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

| 施設・場所<br>名  | 所在地                 | 対象とする異常な現象の種類 |                                  |    |    |    |                |          |          |
|-------------|---------------------|---------------|----------------------------------|----|----|----|----------------|----------|----------|
|             |                     | 洪水            | 崖崩<br>れ、<br>土石<br>流及<br>び地<br>滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規<br>模な<br>火事 | 内水<br>氾濫 | 火山<br>現象 |
| 榊原温泉湯<br>の瀬 | 津市榊原町 6<br>1 0 3 番地 | ○             | ×                                |    | ○  | ○  |                |          |          |

2 指定緊急避難場所の指定の取消し

| 種類     | 避難場所                 | 所在地              |
|--------|----------------------|------------------|
| 一時避難場所 | 榊原自然の森温泉保<br>養館「湯の瀬」 | 津市榊原町 6 1 0 1 番地 |

津市告示第 2 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 2 2 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 4 年度津市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 4 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度津市一般会計補正予算（第 1 3 号）

## 令和４年度津市一般会計補正予算（第１２号）

令和４年度津市の一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４８，４２１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２１，１６７，２９１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款            | 項             | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           |
|--------------|---------------|-------------|---------|-------------|
| 16 使用料及び手数料  |               | 1,867,175   | 79,207  | 1,946,382   |
|              | 1 使 用 料       | 1,663,867   | 79,207  | 1,743,074   |
| 17 国 庫 支 出 金 |               | 23,711,565  | 7,102   | 23,718,667  |
|              | 2 国 庫 補 助 金   | 8,417,850   | 7,102   | 8,424,952   |
| 18 県 支 出 金   |               | 8,059,938   | △10,487 | 8,049,451   |
|              | 1 県 負 担 金     | 5,204,576   | 1,678   | 5,206,254   |
|              | 2 県 補 助 金     | 2,251,002   | 5,910   | 2,256,912   |
|              | 3 委 託 金       | 604,360     | △18,075 | 586,285     |
| 19 財 産 収 入   |               | 199,312     | 1,151   | 200,463     |
|              | 1 財 産 運 用 収 入 | 140,684     | 1,151   | 141,835     |
| 20 寄 附 金     |               | 258,389     | 1,200   | 259,589     |
|              | 1 寄 附 金       | 258,389     | 1,200   | 259,589     |
| 21 繰 入 金     |               | 5,780,567   | 360,650 | 6,141,217   |
|              | 1 他 会 計 繰 入 金 | 28,052      | 16,524  | 44,576      |
|              | 2 基 金 繰 入 金   | 5,752,515   | 344,126 | 6,096,641   |
| 23 諸 収 入     |               | 836,709     | 9,598   | 846,307     |
|              | 5 雑 入         | 719,508     | 9,598   | 729,106     |
| 歳 入 合 計      |               | 120,718,870 | 448,421 | 121,167,291 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款             | 項                 | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------------|-------------------|------------|---------|------------|
| 1 議 会 費       |                   | 569,035    | △5,041  | 563,994    |
|               | 1 議 会 費           | 569,035    | △5,041  | 563,994    |
| 2 総 務 費       |                   | 14,052,780 | 313,469 | 14,366,249 |
|               | 1 総 務 管 理 費       | 11,736,509 | 356,308 | 12,092,817 |
|               | 2 徴 税 費           | 1,362,283  | △13,091 | 1,349,192  |
|               | 3 戸籍住民基本台帳費       | 645,298    | △8,101  | 637,197    |
|               | 4 選 挙 費           | 200,566    | △17,321 | 183,245    |
|               | 5 統 計 調 査 費       | 24,511     | △3,409  | 21,102     |
|               | 6 監 査 委 員 費       | 83,613     | △917    | 82,696     |
| 3 民 生 費       |                   | 47,719,371 | △8,403  | 47,710,968 |
|               | 1 社 会 福 祉 費       | 26,172,814 | △13,874 | 26,158,940 |
|               | 2 児 童 福 祉 費       | 15,978,363 | 200     | 15,978,563 |
|               | 3 生 活 保 護 費       | 5,558,094  | 5,271   | 5,563,365  |
| 4 衛 生 費       |                   | 13,630,203 | 142,054 | 13,772,257 |
|               | 1 保 健 衛 生 費       | 5,863,282  | 44,176  | 5,907,458  |
|               | 2 斎 場 費           | 287,847    | 18,541  | 306,388    |
|               | 3 環 境 費           | 420,964    | △27,244 | 393,720    |
|               | 4 清 掃 費           | 5,690,189  | 99,592  | 5,789,781  |
|               | 5 産 業 廃 棄 物 処 理 費 | 18,858     | 271     | 19,129     |
|               | 8 生 活 排 水 処 理 費   | 440,918    | 6,718   | 447,636    |
| 6 農 林 水 産 業 費 |                   | 2,600,136  | △6,969  | 2,593,167  |
|               | 1 農 業 費           | 1,697,433  | △35,924 | 1,661,509  |
|               | 2 林 業 費           | 421,752    | 548     | 422,300    |
|               | 3 水 産 業 費         | 46,914     | 12,826  | 59,740     |
|               | 4 農 業 集 落 排 水 費   | 434,037    | 15,581  | 449,618    |
| 7 商 工 費       |                   | 2,586,224  | 2,474   | 2,588,698  |
|               | 1 商 工 費           | 2,586,224  | 2,474   | 2,588,698  |
| 8 土 木 費       |                   | 13,717,085 | △67,642 | 13,649,443 |
|               | 1 土 木 管 理 費       | 287,804    | △9,278  | 278,526    |
|               | 2 道 路 橋 り ょ う 費   | 4,819,802  | △55,192 | 4,764,610  |
|               | 3 河 川 費           | 637,397    | 1,970   | 639,367    |
|               | 5 都 市 計 画 費       | 7,409,819  | △10,450 | 7,399,369  |
|               | 6 住 宅 費           | 422,268    | 5,308   | 427,576    |
| 9 消 防 費       |                   | 4,111,441  | 46,002  | 4,157,443  |
|               | 1 消 防 費           | 4,111,441  | 46,002  | 4,157,443  |

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           |
|----------|-------------|-------------|---------|-------------|
| 10 教 育 費 |             | 9,883,211   | 32,477  | 9,915,688   |
|          | 1 教 育 総 務 費 | 2,317,166   | △20,265 | 2,296,901   |
|          | 2 小 学 校 費   | 2,153,620   | 75,781  | 2,229,401   |
|          | 3 中 学 校 費   | 947,856     | 29,958  | 977,814     |
|          | 4 幼 稚 園 費   | 1,238,036   | △73,527 | 1,164,509   |
|          | 5 社 会 教 育 費 | 2,424,173   | 15,981  | 2,440,154   |
|          | 6 短 期 大 学 費 | 802,360     | 4,549   | 806,909     |
| 歳 出      | 合 計         | 120,718,870 | 448,421 | 121,167,291 |

第 2 表 繰越明許費補正

| 追 加   |       | (単位：千円)      |       |
|-------|-------|--------------|-------|
| 款     | 項     | 事業名          | 金額    |
| 8 土木費 | 6 住宅費 | 市営住宅附帯施設整備事業 | 5,610 |

第 3 表 債務負担行為補正

| 追 加             |   | (単位：千円)                  |         |
|-----------------|---|--------------------------|---------|
| 事               | 項 | 期 間                      | 限 度 額   |
| 道路維持事業          |   | 令和 5 年度                  | 78,000  |
| 中勢グリーンパーク指定管理委託 |   | 令和 5 年度から<br>令和 1 4 年度まで | 304,800 |

## 令和４年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和４年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１５，６８４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，８５２，０１１千円とする。
- ２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４，２５１千円とする。
- ３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款      | 項      | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|--------|--------|------------|---------|------------|
| 8 県支出金 |        | 19,671,675 | 428     | 19,672,103 |
|        | 2 県補助金 | 19,671,675 | 428     | 19,672,103 |
| 11 繰入金 |        | 1,785,933  | △16,112 | 1,769,821  |
|        | 1 繰入金  | 1,785,933  | △16,112 | 1,769,821  |
| 歳入合計   |        | 26,867,695 | △15,684 | 26,852,011 |

歳出

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|--------------|------------|---------|------------|
| 1 総務費   |              | 400,162    | △16,125 | 384,037    |
|         | 1 総務管理費      | 290,707    | △16,125 | 274,582    |
| 9 基金積立金 |              | 422,883    | △92,743 | 330,140    |
|         | 1 基金積立金      | 422,883    | △92,743 | 330,140    |
| 11 諸支出金 |              | 64,641     | 93,184  | 157,825    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 35,218     | 93,155  | 128,373    |
|         | 2 繰出金        | 29,423     | 29      | 29,452     |
| 歳出合計    |              | 26,867,695 | △15,684 | 26,852,011 |

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項               | 補正前の額  | 補 正 額 | 計      |
|---------|-----------------|--------|-------|--------|
| 3 繰 入 金 |                 | 29,423 | 13    | 29,436 |
|         | 1 事 業 勘 定 繰 入 金 | 29,423 | 13    | 29,436 |
| 歳 入 合 計 |                 | 64,238 | 13    | 64,251 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項           | 補正前の額  | 補 正 額 | 計      |
|---------|-------------|--------|-------|--------|
| 1 総 務 費 |             | 42,766 | 13    | 42,779 |
|         | 1 施 設 管 理 費 | 42,766 | 13    | 42,779 |
| 歳 出 合 計 |             | 64,238 | 13    | 64,251 |

## 令和４年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和４年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４２７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，１６３，６０７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款               | 項               | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          |
|-----------------|-----------------|------------|--------|------------|
| 3 国 庫 支 出 金     |                 | 6,995,105  | 3,845  | 6,998,950  |
|                 | 1 国 庫 負 担 金     | 5,099,492  | 2,827  | 5,102,319  |
|                 | 2 国 庫 補 助 金     | 1,895,613  | 1,018  | 1,896,631  |
| 4 支 払 基 金 交 付 金 |                 | 7,664,419  | 3,814  | 7,668,233  |
|                 | 1 支 払 基 金 交 付 金 | 7,664,419  | 3,814  | 7,668,233  |
| 5 県 支 出 金       |                 | 4,171,917  | 1,922  | 4,173,839  |
|                 | 1 県 負 担 金       | 3,967,578  | 1,766  | 3,969,344  |
|                 | 2 県 補 助 金       | 204,339    | 156    | 204,495    |
| 7 繰 入 金         |                 | 4,497,486  | △9,154 | 4,488,332  |
|                 | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 4,497,486  | △9,154 | 4,488,332  |
| 歳 入 合 計         |                 | 30,163,180 | 427    | 30,163,607 |

歳 出

(単位：千円)

| 款               | 項                           | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|-----------------|-----------------------------|------------|---------|------------|
| 1 総 務 費         |                             | 436,916    | △11,076 | 425,840    |
|                 | 1 総 務 管 理 費                 | 153,781    | △2,746  | 151,035    |
|                 | 4 介 護 認 定 審 査 会 費           | 86,807     | △8,330  | 78,477     |
| 2 保 険 給 付 費     |                             | 27,908,682 | 14,133  | 27,922,815 |
|                 | 1 介 護 及 び 予 防 給 付 費         | 27,159,615 | 14,133  | 27,173,748 |
| 3 地 域 支 援 事 業 費 |                             | 1,303,186  | 813     | 1,303,999  |
|                 | 2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費 | 613,955    | 813     | 614,768    |
| 4 基 金 積 立 金     |                             | 141,722    | △3,466  | 138,256    |
|                 | 1 基 金 積 立 金                 | 141,722    | △3,466  | 138,256    |
| 6 諸 支 出 金       |                             | 336,274    | 23      | 336,297    |
|                 | 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金       | 329,056    | 23      | 329,079    |
| 歳 出 合 計         |                             | 30,163,180 | 427     | 30,163,607 |

## 令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,134千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,228,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項               | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 3 繰 入 金 |                 | 3,934,196 | △4,134 | 3,930,062 |
|         | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 3,934,196 | △4,134 | 3,930,062 |
| 歳 入 合 計 |                 | 7,233,052 | △4,134 | 7,228,918 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項           | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総 務 費 |             | 94,581    | △4,134 | 90,447    |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 75,207    | △4,134 | 71,073    |
| 歳 出 合 計 |             | 7,233,052 | △4,134 | 7,228,918 |

## 令和４年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，７１５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８２，６２４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項               | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|---------|-----------------|---------|--------|---------|
| 6 繰 入 金 |                 | 314,356 | △1,715 | 312,641 |
|         | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 309,842 | △1,715 | 308,127 |
| 歳 入 合 計 |                 | 484,339 | △1,715 | 482,624 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項                 | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|---------|-------------------|---------|--------|---------|
| 1 総 務 費 |                   | 26,789  | 65     | 26,854  |
|         | 1 総 務 管 理 費       | 26,789  | 65     | 26,854  |
| 2 事 業 費 |                   | 427,831 | △1,796 | 426,035 |
|         | 1 市 営 浄 化 槽 事 業 費 | 427,831 | △1,796 | 426,035 |
| 4 公 債 費 |                   | 24,898  | 16     | 24,914  |
|         | 1 公 債 費           | 24,898  | 16     | 24,914  |
| 歳 出 合 計 |                   | 484,339 | △1,715 | 482,624 |

## 令和4年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度津市の共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項               | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|---------|-----------------|---------|-------|---------|
| 2 繰 入 金 |                 | 44,955  | 4,110 | 49,065  |
|         | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 44,955  | 4,110 | 49,065  |
| 歳 入 合 計 |                 | 172,833 | 4,110 | 176,943 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項             | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|---------|---------------|---------|-------|---------|
| 1 総 務 費 |               | 28,313  | △323  | 27,990  |
|         | 1 総 務 管 理 費   | 28,313  | △323  | 27,990  |
| 2 事 業 費 |               | 144,520 | 4,433 | 148,953 |
|         | 1 共同汚水処理施設事業費 | 144,520 | 4,433 | 148,953 |
| 歳 出 合 計 |               | 172,833 | 4,110 | 176,943 |

## 令和４年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５，５８１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５９９，５１８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| 4 繰 入 金 |         | 434,037 | 15,581 | 449,618 |
|         | 1 繰 入 金 | 434,037 | 15,581 | 449,618 |
| 歳 入 合 計 |         | 583,937 | 15,581 | 599,518 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項                   | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|---------|---------------------|---------|--------|---------|
| 1 総 務 費 |                     | 38,741  | △548   | 38,193  |
|         | 1 総 務 管 理 費         | 38,741  | △548   | 38,193  |
| 2 事 業 費 |                     | 247,160 | 16,129 | 263,289 |
|         | 1 農 業 集 落 排 水 事 業 費 | 247,160 | 16,129 | 263,289 |
| 歳 出 合 計 |                     | 583,937 | 15,581 | 599,518 |

## 令和４年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３，５８４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１３，４２４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補 正 額   | 計       |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3 繰 入 金 |         | 227,006 | △13,584 | 213,422 |
|         | 1 繰 入 金 | 227,006 | △13,584 | 213,422 |
| 歳 入 合 計 |         | 227,008 | △13,584 | 213,424 |

歳 出

(単位：千円)

| 款                   | 項       | 補正前の額   | 補 正 額   | 計       |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|
| 1 土 地 区 画 整 理 事 業 費 |         | 81,624  | △13,584 | 68,040  |
|                     | 1 事 業 費 | 81,624  | △13,584 | 68,040  |
| 歳 出 合 計             |         | 227,008 | △13,584 | 213,424 |

令和４年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６，５２３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５，３８３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額  | 補 正 額  | 計      |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| 4 繰越金 |       | 1      | 16,523 | 16,524 |
|       | 1 繰越金 | 1      | 16,523 | 16,524 |
| 歳入合計  |       | 28,860 | 16,523 | 45,383 |

歳 出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額  | 補 正 額  | 計      |
|-------|---------|--------|--------|--------|
| 1 総務費 |         | 28,860 | 16,523 | 45,383 |
|       | 1 総務管理費 | 28,860 | 16,523 | 45,383 |
| 歳出合計  |         | 28,860 | 16,523 | 45,383 |

令和4年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| 収 入        |           | 単位 千円     |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目        | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
| 第1款 水道事業収益 | 9,420,574 | 2,279     | 9,422,853 |
| 第2項 営業外収益  | 1,275,315 | 2,279     | 1,277,594 |

| 支 出        |           | 単位 千円     |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目        | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
| 第1款 水道事業費用 | 8,184,877 | 6,867     | 8,191,744 |
| 第1項 営業費用   | 7,760,721 | 5,029     | 7,765,750 |
| 第2項 営業外費用  | 415,724   | 1,838     | 417,562   |

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,668,533千円」を「2,667,307千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| 支 出       |           | 単位 千円     |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目       | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
| 第1款 資本的支出 | 6,092,959 | △1,226    | 6,091,733 |
| 第1項 建設改良費 | 4,832,016 | △1,226    | 4,830,790 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

| 科 目   |           | 単位 千円     |         |
|-------|-----------|-----------|---------|
| 科 目   | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計       |
| 職員給与費 | 913,688   | △68,177   | 845,511 |

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度津市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| 支 出           |           | 単位 千円     |        |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| 科 目           | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計      |
| 第1款 工業用水道事業費用 | 20,800    | 2,091     | 22,891 |
| 第1項 営業費用      | 19,800    | 2,091     | 21,891 |

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を削り、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| 支 出       |           | 単位 千円     |   |
|-----------|-----------|-----------|---|
| 科 目       | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
| 第1款 資本的支出 | 500       | △500      | 0 |
| 第1項 建設改良費 | 500       | △500      | 0 |

（たな卸資産購入限度額）

第4条 予算第6条を削る。

津市長 前 葉 泰 幸

令和４年度津市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 令和４年度津市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和４年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| 収 入           |            |           | 単位 千円      |
|---------------|------------|-----------|------------|
| 科 目           | 既 決 予 定 額  | 補 正 予 定 額 | 計          |
| 第１款 下水道事業収益   | 10,802,803 | △9,491    | 10,793,312 |
| 第１項 営 業 収 益   | 3,572,373  | 1,465     | 3,573,838  |
| 第２項 営 業 外 収 益 | 7,230,428  | △10,956   | 7,219,472  |

| 支 出           |           |           | 単位 千円     |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目           | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
| 第１款 下水道事業費用   | 9,692,347 | 27,225    | 9,719,572 |
| 第１項 営 業 費 用   | 8,611,962 | 29,159    | 8,641,121 |
| 第２項 営 業 外 費 用 | 1,077,841 | △1,934    | 1,075,907 |

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条本文括弧書中 「3,101,037千円」を 「3,106,579千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| 収 入       |           |           | 単位 千円     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目       | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
| 第１款 資本的収入 | 6,719,867 | 12        | 6,719,879 |
| 第３項 補 助 金 | 2,256,465 | 12        | 2,256,477 |

| 支 出           |           |           | 単位 千円     |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目           | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計         |
| 第１款 資本的支出     | 9,820,904 | 5,554     | 9,826,458 |
| 第１項 建 設 改 良 費 | 4,468,849 | 5,439     | 4,474,288 |
| 第３項 企業債償還金    | 5,173,150 | 115       | 5,173,265 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円

| 科 目   | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計       |
|-------|-----------|-----------|---------|
| 職員給与費 | 554,307   | △7,609    | 546,698 |

(他会計からの補助金)

第5条 予算第11条中「4,057,674千円」を「4,048,583千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

| 単位 千円         |            |           |            |
|---------------|------------|-----------|------------|
| 項 目           | 既決予定量      | 補正予定量     | 計          |
| (2) 年間舟券発売金   | 52,397,600 | 6,310,192 | 58,707,792 |
| (3) 1日平均舟券発売金 | 291,098    | 35,056    | 326,154    |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| 収 入 単位 千円         |            |           |            |
|-------------------|------------|-----------|------------|
| 科 目               | 既決予定額      | 補正予定額     | 計          |
| 第1款 モーターボート競走事業収益 | 54,430,690 | 6,310,290 | 60,740,980 |
| 第1項 営業収益          | 54,331,599 | 6,310,192 | 60,641,791 |
| 第2項 営業外収益         | 99,091     | 98        | 99,189     |

| 支 出 単位 千円         |            |           |            |
|-------------------|------------|-----------|------------|
| 科 目               | 既決予定額      | 補正予定額     | 計          |
| 第1款 モーターボート競走事業費用 | 51,261,677 | 5,488,655 | 56,750,332 |
| 第1項 営業費用          | 51,097,543 | 5,488,655 | 56,586,198 |

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「337,916 千円」を「337,930 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| 収 入 単位 千円 |           |          |         |
|-----------|-----------|----------|---------|
| 科 目       | 既決予定額     | 補正予定額    | 計       |
| 第1款 資本的収入 | 1,418,111 | △867,246 | 550,865 |
| 第3項 基金繰入金 | 1,418,111 | △867,246 | 550,865 |

| 支 出         |           | 単位 千円    |         |
|-------------|-----------|----------|---------|
| 科 目         | 既決予定額     | 補正予定額    | 計       |
| 第 1 款 資本的支出 | 1,756,027 | △867,232 | 888,795 |
| 第 1 項 建設改良費 | 1,755,991 | △867,246 | 888,745 |
| 第 3 項 投資    | 36        | 14       | 50      |

(継続費)

第 5 条 令和 2 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）第 4 条で改めた継続費の総額及び年割額を、次のように改める。

| 単位 千円          |                |                                     |           |         |           |           |         |           |
|----------------|----------------|-------------------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 款              | 項              | 事業名                                 | 補 正 前     |         |           | 補 正 後     |         |           |
|                |                |                                     | 総 額       | 年 度     | 年 割 額     | 総 額       | 年 度     | 年 割 額     |
| 1<br>資本的<br>支出 | 1<br>建設改<br>良費 | モーター<br>ボート競<br>走場競技<br>棟等整備<br>事 業 | 3,946,959 | 令和 2 年度 | 28,570    | 4,023,008 | 令和 2 年度 | 28,570    |
|                |                |                                     |           | 令和 3 年度 | 471,408   |           | 令和 3 年度 | 471,408   |
|                |                |                                     |           | 令和 4 年度 | 1,418,111 |           | 令和 4 年度 | 550,865   |
|                |                |                                     |           | 令和 5 年度 | 974,099   |           | 令和 5 年度 | 1,533,228 |
|                |                |                                     |           | 令和 6 年度 | 1,054,771 |           | 令和 6 年度 | 1,438,937 |

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                              | 期 間     | 限 度 額     |
|----------------------------------|---------|-----------|
| G I ツッキー王座決定戦開催事業                | 令和 5 年度 | 12,053 千円 |
| P G I 第 3 7 回レディースチャンピオン<br>開催事業 | 令和 5 年度 | 19,315 千円 |

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和4年度津市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,199,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款                  | 項           | 補正前の額       | 補 正 額     | 計           |
|--------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 13 地 方 交 付 税       |             | 20,324,197  | 451,657   | 20,775,854  |
|                    | 1 地 方 交 付 税 | 20,324,197  | 451,657   | 20,775,854  |
| 15 分 担 金 及 び 負 担 金 |             | 594,409     | 25,143    | 619,552     |
|                    | 1 分 担 金     | 26,422      | 25,143    | 51,565      |
| 17 国 庫 支 出 金       |             | 23,718,667  | 393,975   | 24,112,642  |
|                    | 1 国 庫 負 担 金 | 15,288,295  | 34,893    | 15,323,188  |
|                    | 2 国 庫 補 助 金 | 8,424,952   | 359,082   | 8,784,034   |
| 18 県 支 出 金         |             | 8,049,451   | 215,996   | 8,265,447   |
|                    | 1 県 負 担 金   | 5,206,254   | 35,757    | 5,242,011   |
|                    | 2 県 補 助 金   | 2,256,912   | 180,239   | 2,437,151   |
| 21 繰 入 金           |             | 6,141,217   | △317,789  | 5,823,428   |
|                    | 2 基 金 繰 入 金 | 6,096,641   | △317,789  | 5,778,852   |
| 24 市 債             |             | 5,210,500   | 263,000   | 5,473,500   |
|                    | 1 市 債       | 5,210,500   | 263,000   | 5,473,500   |
| 歳 入                | 合 計         | 121,167,291 | 1,031,982 | 122,199,273 |

歳 出

(単位：千円)

| 款             | 項                       | 補正前の額       | 補 正 額     | 計           |
|---------------|-------------------------|-------------|-----------|-------------|
| 3 民 生 費       |                         | 47,710,968  | 235,905   | 47,946,873  |
|               | 2 児 童 福 祉 費             | 15,978,563  | 235,905   | 16,214,468  |
| 6 農 林 水 産 業 費 |                         | 2,593,167   | 161,016   | 2,754,183   |
|               | 1 農 業 費                 | 1,661,509   | 161,016   | 1,822,525   |
| 8 土 木 費       |                         | 13,649,443  | 586,380   | 14,235,823  |
|               | 2 道 路 橋 り ょ う 費         | 4,764,610   | 441,005   | 5,205,615   |
|               | 4 港 湾 費                 | 139,995     | 4,200     | 144,195     |
|               | 5 都 市 計 画 費             | 7,399,369   | 141,175   | 7,540,544   |
| 11 災 害 復 旧 費  |                         | 16,997      | 48,681    | 65,678      |
|               | 2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 15,561      | 48,681    | 64,242      |
| 歳 出           | 合 計                     | 121,167,291 | 1,031,982 | 122,199,273 |

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

| 款        | 項             | 事業名           | 金額      |
|----------|---------------|---------------|---------|
| 6 農林水産業費 | 1 農業費         | 耐震対策ため池改修事業   | 74,250  |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費         | 県営等土地改良事業     | 66,122  |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費         | 農地耕作条件改善事業    | 20,644  |
| 8 土木費    | 2 道路橋りょう費     | 地籍調査事業        | 142,797 |
| 8 土木費    | 2 道路橋りょう費     | 道路維持事業（交付金事業） | 298,208 |
| 8 土木費    | 4 港湾費         | 港湾整備事業        | 4,200   |
| 8 土木費    | 5 都市計画費       | 道路新設改良事業      | 38,800  |
| 8 土木費    | 5 都市計画費       | 都市公園整備事業      | 141,175 |
| 11 災害復旧費 | 2 公共土木施設災害復旧費 | 道路橋りょう災害復旧事業  | 51,935  |
| 11 災害復旧費 | 2 公共土木施設災害復旧費 | 河川災害復旧事業      | 4,472   |

## 第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

| 起債の目的        | 限度額    | 起債の方法      | 利率                                                            | 償還の方法                                                                                     |
|--------------|--------|------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共土木施設災害復旧事業 | 17,300 | 証書借入又は証券発行 | 年1.5以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。 |

変 更

(単位：千円)

| 起債の目的      | 補正前<br>限度額 | 補正後<br>限度額 |
|------------|------------|------------|
|            |            |            |
| 農業生産基盤整備事業 | 75,100     | 134,400    |
| 道路整備事業     | 1,269,600  | 1,410,800  |

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前    | 補 正 後    |
|-----------|----------|----------|
|           | 限 度 額    | 限 度 額    |
| 港湾整備事業    | 14, 000  | 18, 200  |
| 公園整備事業    | 233, 900 | 274, 900 |

津市告示第 2 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 整理番号    | 路線名        | 起点       | 重要な<br>経過地 |
|---------|------------|----------|------------|
|         |            | 終点       |            |
| 1 0 6 1 | 妙法寺 1 3 号線 | 津市安濃町妙法寺 |            |
|         |            | 津市安濃町妙法寺 |            |

津市告示第 2 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 整理番号    | 路線名           | 起点       | 重要な<br>経過地 |
|---------|---------------|----------|------------|
|         |               | 終点       |            |
| 2 6 5 3 | 一身田平野第 1 1 号線 | 津市一身田平野  |            |
|         |               | 津市一身田平野  |            |
| 2 6 5 4 | 一身田平野第 1 2 号線 | 津市一身田平野  |            |
|         |               | 津市一身田平野  |            |
| 2 6 5 5 | 一身田平野第 1 3 号線 | 津市一身田平野  |            |
|         |               | 津市一身田平野  |            |
| 2 6 5 6 | 一身田平野第 1 4 号線 | 津市一身田平野  |            |
|         |               | 津市一身田平野  |            |
| 3 9 4 5 | 上浜町第 9 3 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |
|         |               | 津市上浜町五丁目 |            |
| 3 9 4 6 | 上浜町第 9 4 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |
|         |               | 津市上浜町五丁目 |            |
| 3 9 4 7 | 上浜町第 9 5 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |
|         |               | 津市上浜町五丁目 |            |
| 3 9 4 8 | 上浜町第 9 6 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |
|         |               | 津市上浜町五丁目 |            |
| 3 9 4 9 | 上浜町第 9 7 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |
|         |               | 津市上浜町五丁目 |            |
| 3 9 5 0 | 上浜町第 9 8 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |
|         |               | 津市上浜町五丁目 |            |
| 3 9 5 1 | 上浜町第 9 9 号線   | 津市上浜町五丁目 |            |

|         |              |          |  |
|---------|--------------|----------|--|
|         |              | 津市上浜町五丁目 |  |
| 3 9 5 2 | 島崎町第 1 9 号線  | 津市島崎町    |  |
|         |              | 津市島崎町    |  |
| 3 9 5 3 | 島崎町第 2 0 号線  | 津市島崎町    |  |
|         |              | 津市島崎町    |  |
| 3 9 5 4 | 島崎町第 2 1 号線  | 津市島崎町    |  |
|         |              | 津市島崎町    |  |
| 3 9 5 5 | 島崎町第 2 2 号線  | 津市島崎町    |  |
|         |              | 津市島崎町    |  |
| 3 9 5 6 | 島崎町第 2 3 号線  | 津市島崎町    |  |
|         |              | 津市島崎町    |  |
| 3 9 5 7 | 島崎町第 2 4 号線  | 津市島崎町    |  |
|         |              | 津市島崎町    |  |
| 3 9 5 8 | 広明町第 2 8 号線  | 津市広明町    |  |
|         |              | 津市広明町    |  |
| 3 9 5 9 | 広明町第 2 9 号線  | 津市広明町    |  |
|         |              | 津市広明町    |  |
| 3 9 6 0 | 鳥居町第 1 4 号線  | 津市鳥居町    |  |
|         |              | 津市鳥居町    |  |
| 3 9 6 1 | 鳥居町第 1 5 号線  | 津市鳥居町    |  |
|         |              | 津市鳥居町    |  |
| 3 9 6 2 | 観音寺町第 2 5 号線 | 津市観音寺町   |  |
|         |              | 津市観音寺町   |  |
| 3 9 6 3 | 観音寺町第 2 6 号線 | 津市観音寺町   |  |
|         |              | 津市観音寺町   |  |
| 3 9 6 4 | 観音寺町第 2 7 号線 | 津市観音寺町   |  |
|         |              | 津市観音寺町   |  |
| 3 9 6 5 | 観音寺町第 2 8 号線 | 津市観音寺町   |  |
|         |              | 津市観音寺町   |  |
| 3 9 6 6 | 観音寺町第 2 9 号線 | 津市観音寺町   |  |
|         |              | 津市観音寺町   |  |
| 3 9 6 7 | 観音寺町第 3 0 号線 | 津市観音寺町   |  |

|         |              |         |  |
|---------|--------------|---------|--|
|         |              | 津市観音寺町  |  |
| 3 9 6 8 | 観音寺町第 3 1 号線 | 津市観音寺町  |  |
|         |              | 津市観音寺町  |  |
| 3 9 6 9 | 長岡町第 6 1 号線  | 津市長岡町   |  |
|         |              | 津市長岡町   |  |
| 3 9 7 0 | 長岡町第 6 2 号線  | 津市渋見町   |  |
|         |              | 津市長岡町   |  |
| 3 9 7 1 | 長岡町第 6 3 号線  | 津市長岡町   |  |
|         |              | 津市長岡町   |  |
| 3 9 7 2 | 渋見町第 1 6 号線  | 津市渋見町   |  |
|         |              | 津市渋見町   |  |
| 4 3 6 8 | 押加部町第 9 号線   | 津市押加部町  |  |
|         |              | 津市押加部町  |  |
| 4 3 6 9 | 押加部町第 1 0 号線 | 津市押加部町  |  |
|         |              | 津市押加部町  |  |
| 4 3 7 0 | 押加部町第 1 1 号線 | 津市押加部町  |  |
|         |              | 津市押加部町  |  |
| 4 3 7 1 | 押加部町第 1 2 号線 | 津市押加部町  |  |
|         |              | 津市押加部町  |  |
| 2 5 9 9 | 野村 7 5 号線    | 津市久居野村町 |  |
|         |              | 津市久居野村町 |  |
| 4 6 1 1 | 浜田 8 号線      | 津市河芸町浜田 |  |
|         |              | 津市河芸町浜田 |  |
| 4 6 1 2 | 浜田 9 号線      | 津市河芸町浜田 |  |
|         |              | 津市河芸町浜田 |  |
| 4 6 1 3 | 浜田 1 0 号線    | 津市河芸町浜田 |  |
|         |              | 津市河芸町浜田 |  |
| 3 3 0 8 | 庄村 2 1 号線    | 津市一志町庄村 |  |
|         |              | 津市一志町庄村 |  |
| 3 3 0 9 | 八太 1 号線      | 津市一志町八太 |  |
|         |              | 津市一志町八太 |  |

津市告示第 2 6 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 整理番号    | 路線名           | 区域決定の区間                                                | 延長(m)    |
|---------|---------------|--------------------------------------------------------|----------|
|         |               |                                                        | 幅員(m)    |
| 2 6 5 3 | 一身田平野第 1 1 号線 | 津市一身田平野字町長 4 3 0 番 8 1 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 5 地先まで   | 91.9     |
|         |               |                                                        | 6.0～13.1 |
| 2 6 5 4 | 一身田平野第 1 2 号線 | 津市一身田平野字町長 4 0 8 番 1 1 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 1 7 地先まで | 49.5     |
|         |               |                                                        | 3.6～13.1 |
| 2 6 5 5 | 一身田平野第 1 3 号線 | 津市一身田平野字町長 4 0 8 番 4 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 1 6 地先まで   | 52.3     |
|         |               |                                                        | 6.0～9.5  |
| 2 6 5 6 | 一身田平野第 1 4 号線 | 津市一身田平野字町長 4 0 8 番 1 0 地先内                             | 17.2     |
|         |               |                                                        | 4.5～10.9 |
| 3 9 4 5 | 上浜町第 9 3 号線   | 津市上浜町五丁目 1 6 5 番 2 地先から津市上浜町 1 6 5 番 7 地先まで            | 64.2     |
|         |               |                                                        | 6.2～15.7 |
| 3 9 4 6 | 上浜町第 9 4 号線   | 津市上浜町五丁目 1 5 5 番 5 地先から津市上浜町 1 5 5 番 2 地先まで            | 33.4     |
|         |               |                                                        | 4.0～6.2  |
| 3 9 4 7 | 上浜町第 9 5 号線   | 津市上浜町五丁目 1 5 3 番 3 地先から津市上浜町五丁目 1 5 3 番 5 地先まで         | 31.5     |
|         |               |                                                        | 5.2～10.0 |

|         |             |                                                       |               |
|---------|-------------|-------------------------------------------------------|---------------|
| 3 9 4 8 | 上浜町第 9 6 号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 4 3 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>4 7 地先まで | 64.2          |
|         |             |                                                       | 5.2～<br>13.2  |
| 3 9 4 9 | 上浜町第 9 7 号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 1 9 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>3 6 地先まで | 63.5          |
|         |             |                                                       | 6.2～<br>13.2  |
| 3 9 5 0 | 上浜町第 9 8 号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 1 9 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>2 3 地先まで | 82.2          |
|         |             |                                                       | 6.2～<br>13.6  |
| 3 9 5 1 | 上浜町第 9 9 号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 3 5 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>3 0 地先まで | 82.7          |
|         |             |                                                       | 6.2～<br>13.6  |
| 3 9 5 2 | 島崎町第 1 9 号線 | 津市島崎町 1 7 4 番 1 0 地先か<br>ら津市島崎町 1 5 8 番 3 1 地先<br>まで  | 138.5         |
|         |             |                                                       | 10.0～<br>19.1 |
| 3 9 5 3 | 島崎町第 2 0 号線 | 津市島崎町 1 7 4 番 1 0 地先か<br>ら津市島崎町 1 5 8 番 7 地先ま<br>で    | 211.3         |
|         |             |                                                       | 6.0～<br>15.0  |
| 3 9 5 4 | 島崎町第 2 1 号線 | 津市島崎町 1 7 9 番 4 0 地先か<br>ら津市島崎町 1 7 9 番 5 3 地先<br>まで  | 106.5         |
|         |             |                                                       | 6.2～<br>14.9  |
| 3 9 5 5 | 島崎町第 2 2 号線 | 津市島崎町 1 5 8 番 2 9 地先か<br>ら津市島崎町 1 7 9 番 4 8 地先<br>まで  | 56.7          |
|         |             |                                                       | 6.2～<br>15.7  |
| 3 9 5 6 | 島崎町第 2 3 号線 | 津市島崎町 1 5 5 番 2 地先から<br>津市島崎町 1 5 8 番 1 7 地先ま<br>で    | 162.8         |
|         |             |                                                       | 6.2～<br>15.2  |
| 3 9 5 7 | 島崎町第 2 4 号線 | 津市島崎町 1 5 5 番 9 地先から<br>津市島崎町 1 5 5 番 1 3 地先ま<br>で    | 65.0          |
|         |             |                                                       | 5.2～<br>15.9  |
|         |             | 津市広明町 1 5 0 番 1 4 地先か                                 | 53.2          |

|         |              |                                                              |              |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------------|--------------|
| 3 9 5 8 | 広明町第 2 8 号線  | ら津市広明町 1 5 0 番 1 3 地先<br>まで                                  | 6.0～<br>9.5  |
| 3 9 5 9 | 広明町第 2 9 号線  | 津市広明町 8 7 番 3 地先から津<br>市広明町 8 7 番 6 地先まで                     | 69.7         |
|         |              |                                                              | 6.0～<br>9.9  |
| 3 9 6 0 | 鳥居町第 1 4 号線  | 津市鳥居町 2 7 7 番 1 地先から<br>津市鳥居町 2 7 8 番 1 2 地先ま<br>で           | 68.0         |
|         |              |                                                              | 6.0～<br>9.6  |
| 3 9 6 1 | 鳥居町第 1 5 号線  | 津市鳥居町 2 7 8 番 7 地先から<br>津市鳥居町 2 7 8 番 8 地先まで                 | 23.7         |
|         |              |                                                              | 5.0～<br>9.2  |
| 3 9 6 2 | 観音寺町第 2 5 号線 | 津市観音寺町字焼尾 1 0 4 2 番<br>5 地先から津市観音寺町字焼尾<br>1 0 4 2 番 1 6 地先まで | 143.9        |
|         |              |                                                              | 8.0～<br>15.6 |
| 3 9 6 3 | 観音寺町第 2 6 号線 | 津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1<br>4 地先から津市観音寺町字焼尾<br>7 9 0 番 1 8 地先まで   | 67.4         |
|         |              |                                                              | 5.0～<br>14.5 |
| 3 9 6 4 | 観音寺町第 2 7 号線 | 津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1<br>1 地先から津市観音寺町字焼尾<br>7 9 0 番 1 3 地先まで   | 36.8         |
|         |              |                                                              | 5.0～<br>8.7  |
| 3 9 6 5 | 観音寺町第 2 8 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 4 番 2<br>5 地先から津市観音寺町字北谷<br>7 3 4 番 2 2 地先まで   | 43.2         |
|         |              |                                                              | 6.2～<br>13.9 |
| 3 9 6 6 | 観音寺町第 2 9 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 2<br>地先から津市観音寺町字北谷 7<br>3 6 番 5 地先まで       | 63.4         |
|         |              |                                                              | 6.2～<br>13.1 |
| 3 9 6 7 | 観音寺町第 3 0 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 7<br>地先内                                   | 14.8         |
|         |              |                                                              | 6.2～<br>13.4 |
| 3 9 6 8 | 観音寺町第 3 1 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 1<br>8 地先から津市観音寺町字北谷<br>7 3 6 番 1 4 地先まで   | 42.4         |
|         |              |                                                              | 6.2～<br>13.7 |

|         |              |                                                               |                |
|---------|--------------|---------------------------------------------------------------|----------------|
| 3 9 6 9 | 長岡町第 6 1 号線  | 津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 3<br>7 地先から津市長岡町字君ケ口<br>7 5 0 番 6 1 地先まで    | 102. 0         |
|         |              |                                                               | 6. 2～<br>21. 0 |
| 3 9 7 0 | 長岡町第 6 2 号線  | 津市渋見町字若林 3 3 0 番 6 0<br>地先から津市長岡町字君ケ口 7<br>2 8 番 1 2 地先まで     | 130. 9         |
|         |              |                                                               | 5. 2～<br>17. 0 |
| 3 9 7 1 | 長岡町第 6 3 号線  | 津市長岡町字君ケ口 7 4 8 番 1<br>0 地先から津市長岡町字君ケ口<br>7 4 8 番 1 2 地先まで    | 38. 1          |
|         |              |                                                               | 6. 2～<br>14. 4 |
| 3 9 7 2 | 渋見町第 1 6 号線  | 津市渋見町字黒田 2 番 1 1 地先<br>から津市渋見町字黒田 3 番 1 0<br>地先まで             | 109. 3         |
|         |              |                                                               | 6. 2～<br>12. 1 |
| 4 3 6 8 | 押加部町第 9 号線   | 津市押加部町 6 7 1 番 9 地先か<br>ら津市押加部町 6 5 6 番 1 0 地<br>先まで          | 136. 9         |
|         |              |                                                               | 4. 5～<br>11. 7 |
| 4 3 6 9 | 押加部町第 1 0 号線 | 津市押加部町 6 6 5 番 7 地先か<br>ら津市押加部町 6 6 5 番 8 地先<br>まで            | 20. 9          |
|         |              |                                                               | 4. 0～<br>7. 4  |
| 4 3 7 0 | 押加部町第 1 1 号線 | 津市押加部町 6 6 5 番 1 1 地先<br>から津市押加部町 6 6 5 番 1 2<br>地先まで         | 19. 4          |
|         |              |                                                               | 5. 0～<br>12. 1 |
| 4 3 7 1 | 押加部町第 1 2 号線 | 津市押加部町 6 5 6 番 6 地先か<br>ら津市押加部町 6 5 6 番 5 地先<br>まで            | 31. 9          |
|         |              |                                                               | 5. 0～<br>8. 7  |
| 2 5 9 9 | 野村 7 5 号線    | 津市久居野村町字八丁 7 5 4 番<br>1 地先から津市久居野村町字八<br>丁 7 5 9 番 1 地先まで     | 174. 0         |
|         |              |                                                               | 6. 0～<br>12. 7 |
| 4 6 1 1 | 浜田 8 号線      | 津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番<br>2 6 地先から津市河芸町浜田字<br>下浦 5 0 8 番 2 0 地先まで | 161. 0         |
|         |              |                                                               | 6. 0～<br>13. 4 |
|         |              | 津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番                                            | 131. 6         |

|         |           |                                                            |              |
|---------|-----------|------------------------------------------------------------|--------------|
| 4 6 1 2 | 浜田 9 号線   | 2 6 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 3 0 番 3 地先まで                          | 6.0～<br>13.5 |
| 4 6 1 3 | 浜田 1 0 号線 | 津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 3 3 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 4 0 地先まで     | 62.2         |
|         |           |                                                            | 6.0～<br>15.4 |
| 3 3 0 8 | 庄村 2 1 号線 | 津市一志町庄村字庄田目 4 4 2 番 1 3 地先から津市一志町庄村字庄田目 4 4 2 番 1 7 地先まで   | 180.8        |
|         |           |                                                            | 5.0～<br>12.1 |
| 3 3 0 9 | 八太 1 号線   | 津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 5 地先から津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 1 2 地先まで | 100.4        |
|         |           |                                                            | 2.5～<br>18.5 |
| 2 6 4 6 | 一身田町長岡線   | 津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 4 9 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 7 3 地先まで     | 68.8         |
|         |           |                                                            | 5.0～<br>12.0 |

津市告示第 2 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 0 1 4 美松園団地第 4 号線

道路の区域

| 区域                      | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)   | 延長<br>(m) |
|-------------------------|----------|-------------|-----------|
| 津市白塚町字泥 1 1 4 6 番 1 地先内 | 旧        | 2.7～<br>4.9 | 45.7      |
| 津市白塚町字泥 1 1 4 6 番 1 地先内 | 新        | 6.0         | 45.7      |

2 路線名 2 3 0 9 志登茂園団地一身田平野線

道路の区域

| 区域                                                 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)   | 延長<br>(m) |
|----------------------------------------------------|----------|-------------|-----------|
| 津市一身田平野字町長 4 3 0 番 2 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 6 地先まで | 旧        | 3.1～<br>3.5 | 58.0      |
| 津市一身田平野字町長 4 3 0 番 2 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 6 地先まで | 新        | 4.5～<br>4.6 | 58.0      |

3 路線名 3 6 1 4 長岡町第 4 3 号線

道路の区域

| 区域                                                     | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)    | 延長<br>(m) |
|--------------------------------------------------------|----------|--------------|-----------|
| 津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 5 6 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 8 6 地先まで | 新        | 4.8～<br>12.4 | 85.1      |

4 路線名 3 9 2 6 長岡町第 5 5 号線

道路の区域

| 区域                                                 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)    | 延長<br>(m) |
|----------------------------------------------------|----------|--------------|-----------|
| 津市長岡町字君ケ口 7 4 8 番 5 地先から津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 3 9 地先まで | 新        | 4.2～<br>12.3 | 34.2      |

5 路線名 1 0 8 6 野村 1 6 号線

道路の区域

| 区域                                                 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)   | 延長<br>(m) |
|----------------------------------------------------|----------|-------------|-----------|
| 津市久居野村町字八丁 7 5 4 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 7 5 9 番 1 地先まで | 旧        | 4.5～<br>5.8 | 67.6      |
| 津市久居野村町字八丁 7 5 4 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 7 5 9 番 1 地先まで | 新        | 5.8～<br>6.0 | 67.6      |

6 路線名 3 0 1 8 庄村 1 8 号線

道路の区域

| 区域                                                 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)    | 延長<br>(m) |
|----------------------------------------------------|----------|--------------|-----------|
| 津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 5 地先から津市一志町庄村字南出 2 9 6 番地先まで    | 旧        | 2.4          | 14.7      |
| 津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 5 地先から津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 8 地先まで | 新        | 4.0～<br>10.9 | 99.0      |

7 路線名 4 5 4 9 南黒田練木八知線

道路の区域

| 区域                                                    | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) |
|-------------------------------------------------------|----------|-----------|-----------|
| 津市河芸町南黒田字山王 1 0 8 5 番 1 地先から津市河芸町南黒田字山王 1 0 7 9 番地先まで | 旧        | 2.1       | 100.2     |

8 路線名 4 5 7 6 三行北黒田線

道路の区域

| 区域 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) |
|----|----------|-----------|-----------|
|----|----------|-----------|-----------|

|                                                    |   |             |       |
|----------------------------------------------------|---|-------------|-------|
| 津市河芸町三行字成瀬 3 6 8 番 1 地先から津市河芸町三行字成瀬 3 0 8 番 8 地先まで | 旧 | 2.0～<br>3.0 | 144.3 |
| 津市河芸町三行字成瀬 3 6 8 番 1 地先から津市河芸町三行字成瀬 3 0 8 番 8 地先まで | 新 | 3.1～<br>7.3 | 189.1 |

9 路線名 3 0 0 6 西ノ垣内北谷線

道路の区域

| 区域                                                         | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)    | 延長<br>(m) |
|------------------------------------------------------------|----------|--------------|-----------|
| 津市白山町三ヶ野字親垣内 3 7 8 3 番 1 地先から津市白山町三ヶ野字越後谷 3 8 1 7 番 2 地先まで | 新        | 4.6～<br>22.7 | 45.0      |

1 0 路線名 5 4 2 6 野田第 1 5 号線

道路の区域

| 区域                                               | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)   | 延長<br>(m) |
|--------------------------------------------------|----------|-------------|-----------|
| 津市野田字沢中 1 9 6 6 番 2 地先から津市野田字掛木 2 8 4 8 番 3 地先まで | 旧        | 3.6～<br>9.5 | 134.3     |
| 津市野田字沢中 2 8 3 5 番 2 地先から津市野田字掛木 2 8 4 8 番 3 地先まで | 新        | 5.5～<br>7.5 | 185.2     |

1 1 路線名 5 5 0 2 野田第 1 9 号線

道路の区域

| 区域                                                 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)     | 延長<br>(m) |
|----------------------------------------------------|----------|---------------|-----------|
| 津市野田字沢中 1 9 6 7 番 1 地先から津市野田字沢中 1 9 9 2 番 3 1 地先まで | 旧        | 7.5～<br>12.3  | 133.2     |
| 津市野田字沢中 1 9 7 9 番 2 地先から津市野田字沢中 1 9 9 2 番 3 1 地先まで | 新        | 12.3～<br>27.2 | 115.9     |

1 2 路線名 5 5 0 3 野田第 2 0 号線

道路の区域

| 区域 | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) |
|----|----------|-----------|-----------|
|----|----------|-----------|-----------|

|                                                    |   |              |       |
|----------------------------------------------------|---|--------------|-------|
| 津市野田字沢中 1 9 9 2 番 2 5 地先から津市野田字沢中 1 9 6 8 番 5 地先まで | 新 | 6.6～<br>11.8 | 128.8 |
| 津市野田字鎌部 2 7 7 8 番地先から津市野田字沢中 1 9 8 5 番 1 地先まで      | 旧 | 3.3～<br>22.3 | 521.8 |

1 3 路線名 5 5 0 4 野田第 2 1 号線

道路の区域

| 区域                                               | 新旧<br>の別 | 幅員<br>(m)   | 延長<br>(m) |
|--------------------------------------------------|----------|-------------|-----------|
| 津市野田字掛木 2 8 4 4 番 5 地先から津市野田字掛木 2 8 4 3 番 7 地先まで | 旧        | 4.0         | 59.4      |
| 津市野田字沢中 1 9 6 6 番 2 地先から津市野田字掛木 2 8 4 3 番 7 地先まで | 新        | 6.0～<br>9.5 | 52.3      |
| 津市野田字掛木 2 8 4 1 番地先から津市野田字鎌部 2 7 6 1 番地先まで       | 旧        | 4.0～<br>6.0 | 662.2     |

津市告示第 2 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 整理番号    | 路 線 名            | 供 用 開 始 の 区 間                                                 | 供用開始年月日               |
|---------|------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2 6 5 3 | 一身田平野第<br>1 1 号線 | 津市一身田平野字町長 4 3 0 番<br>8 1 地先から津市一身田平野字<br>町長 4 0 8 番 5 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 2 6 5 4 | 一身田平野第<br>1 2 号線 | 津市一身田平野字町長 4 0 8 番<br>1 1 地先から津市一身田平野字<br>町長 4 0 8 番 1 7 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 2 6 5 5 | 一身田平野第<br>1 3 号線 | 津市一身田平野字町長 4 0 8 番<br>4 地先から津市一身田平野字町<br>長 4 0 8 番 1 6 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 2 6 5 6 | 一身田平野第<br>1 4 号線 | 津市一身田平野字町長 4 0 8 番<br>1 0 地先内                                 | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 4 5 | 上浜町第 9 3<br>号線   | 津市上浜町五丁目 1 6 5 番 2 地<br>先から津市上浜町 1 6 5 番 7 地<br>先まで           | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 4 6 | 上浜町第 9 4<br>号線   | 津市上浜町五丁目 1 5 5 番 5 地<br>先から津市上浜町 1 5 5 番 2 地<br>先まで           | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 4 7 | 上浜町第 9 5<br>号線   | 津市上浜町五丁目 1 5 3 番 3 地<br>先から津市上浜町五丁目 1 5 3<br>番 5 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 4 8 | 上浜町第 9 6<br>号線   | 津市上浜町五丁目 6 9 番 4 3 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番                     | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |

|         |                |                                                       |                       |
|---------|----------------|-------------------------------------------------------|-----------------------|
|         |                | 4 7 地先まで                                              |                       |
| 3 9 4 9 | 上浜町第 9 7<br>号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 1 9 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>3 6 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 0 | 上浜町第 9 8<br>号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 1 9 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>2 3 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 1 | 上浜町第 9 9<br>号線 | 津市上浜町五丁目 6 9 番 3 5 地<br>先から津市上浜町五丁目 6 9 番<br>3 0 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 2 | 島崎町第 1 9<br>号線 | 津市島崎町 1 7 4 番 1 0 地先か<br>ら津市島崎町 1 5 8 番 3 1 地先<br>まで  | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 3 | 島崎町第 2 0<br>号線 | 津市島崎町 1 7 4 番 1 0 地先か<br>ら津市島崎町 1 5 8 番 7 地先ま<br>で    | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 4 | 島崎町第 2 1<br>号線 | 津市島崎町 1 7 9 番 4 0 地先か<br>ら津市島崎町 1 7 9 番 5 3 地先<br>まで  | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 5 | 島崎町第 2 2<br>号線 | 津市島崎町 1 5 8 番 2 9 地先か<br>ら津市島崎町 1 7 9 番 4 8 地先<br>まで  | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 6 | 島崎町第 2 3<br>号線 | 津市島崎町 1 5 5 番 2 地先から<br>津市島崎町 1 5 8 番 1 7 地先ま<br>で    | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 7 | 島崎町第 2 4<br>号線 | 津市島崎町 1 5 5 番 9 地先から<br>津市島崎町 1 5 5 番 1 3 地先ま<br>で    | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 8 | 広明町第 2 8<br>号線 | 津市広明町 1 5 0 番 1 4 地先か<br>ら津市広明町 1 5 0 番 1 3 地先<br>まで  | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 5 9 | 広明町第 2 9       | 津市広明町 8 7 番 3 地先から津                                   | 令和 4 年 1 2 月          |

|         |              |                                                              |                       |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------|
|         | 号線           | 市広明町 8 7 番 6 地先まで                                            | 2 8 日                 |
| 3 9 6 0 | 鳥居町第 1 4 号線  | 津市鳥居町 2 7 7 番 1 地先から<br>津市鳥居町 2 7 8 番 1 2 地先まで               | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 1 | 鳥居町第 1 5 号線  | 津市鳥居町 2 7 8 番 7 地先から<br>津市鳥居町 2 7 8 番 8 地先まで                 | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 2 | 観音寺町第 2 5 号線 | 津市観音寺町字焼尾 1 0 4 2 番<br>5 地先から津市観音寺町字焼尾<br>1 0 4 2 番 1 6 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 3 | 観音寺町第 2 6 号線 | 津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1<br>4 地先から津市観音寺町字焼尾<br>7 9 0 番 1 8 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 4 | 観音寺町第 2 7 号線 | 津市観音寺町字焼尾 7 9 0 番 1<br>1 地先から津市観音寺町字焼尾<br>7 9 0 番 1 3 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 5 | 観音寺町第 2 8 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 4 番 2<br>5 地先から津市観音寺町字北谷<br>7 3 4 番 2 2 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 6 | 観音寺町第 2 9 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 2<br>地先から津市観音寺町字北谷 7<br>3 6 番 5 地先まで       | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 7 | 観音寺町第 3 0 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 7<br>地先内                                   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 8 | 観音寺町第 3 1 号線 | 津市観音寺町字北谷 7 3 6 番 1<br>8 地先から津市観音寺町字北谷<br>7 3 6 番 1 4 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 6 9 | 長岡町第 6 1 号線  | 津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 3<br>7 地先から津市長岡町字君ケ口<br>7 5 0 番 6 1 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 7 0 | 長岡町第 6 2 号線  | 津市洪見町字若林 3 3 0 番 6 0<br>地先から津市長岡町字君ケ口 7<br>2 8 番 1 2 地先まで    | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |

|         |              |                                                        |                    |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------|--------------------|
| 3 9 7 1 | 長岡町第 6 3 号線  | 津市長岡町字君ケ口 7 4 8 番 1 0 地先から津市長岡町字君ケ口 7 4 8 番 1 2 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 3 9 7 2 | 渋見町第 1 6 号線  | 津市渋見町字黒田 2 番 1 1 地先から津市渋見町字黒田 3 番 1 0 地先まで             | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 3 6 8 | 押加部町第 9 号線   | 津市押加部町 6 7 1 番 9 地先から津市押加部町 6 5 6 番 1 0 地先まで           | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 3 6 9 | 押加部町第 1 0 号線 | 津市押加部町 6 6 5 番 7 地先から津市押加部町 6 6 5 番 8 地先まで             | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 3 7 0 | 押加部町第 1 1 号線 | 津市押加部町 6 6 5 番 1 1 地先から津市押加部町 6 6 5 番 1 2 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 3 7 1 | 押加部町第 1 2 号線 | 津市押加部町 6 5 6 番 6 地先から津市押加部町 6 5 6 番 5 地先まで             | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 2 5 9 9 | 野村 7 5 号線    | 津市久居野村町字八丁 7 5 4 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 7 5 9 番 1 地先まで     | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 6 1 1 | 浜田 8 号線      | 津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 2 6 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 2 0 地先まで | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 6 1 2 | 浜田 9 号線      | 津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 2 6 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 3 0 番 3 地先まで   | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 4 6 1 3 | 浜田 1 0 号線    | 津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 3 3 地先から津市河芸町浜田字下浦 5 0 8 番 4 0 地先まで | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |
| 3 3 0 8 | 庄村 2 1 号線    | 津市一志町庄村字庄田目 4 4 2 番 1 3 地先から津市一志町庄村                    | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |

|         |                  |                                                            |                       |
|---------|------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------|
|         |                  | 字庄田目 4 4 2 番 1 7 地先まで                                      |                       |
| 3 3 0 9 | 八太 1 号線          | 津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 5 地先から津市一志町八太字八反田 1 6 3 8 番 1 2 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 2 6 4 6 | 一身田町長岡線          | 津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 4 9 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 7 3 地先まで     | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 1 0 1 4 | 美松園団地第 4 号線      | 津市白塚町字泥 1 1 4 6 番 1 地先内                                    | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 2 3 0 9 | 志登茂園団地<br>一身田平野線 | 津市一身田平野字町長 4 3 0 番 2 地先から津市一身田平野字町長 4 0 8 番 6 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 6 1 4 | 長岡町第 4 3 号線      | 津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 5 6 地先から津市長岡町字東高野尾 8 4 2 番 8 6 地先まで     | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 9 2 6 | 長岡町第 5 5 号線      | 津市長岡町字君ケ口 7 4 8 番 5 地先から津市長岡町字君ケ口 7 5 0 番 3 9 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 1 0 8 6 | 野村 1 6 号線        | 津市久居野村町字八丁 7 5 4 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 7 5 9 番 1 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 0 1 8 | 庄村 1 8 号線        | 津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 5 地先から津市一志町庄村字南出 2 9 8 番 8 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 4 5 7 6 | 三行北黒田線           | 津市河芸町三行字成瀬 3 6 8 番 1 地先から津市河芸町三行字成瀬 3 0 8 番 8 地先まで         | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 3 0 0 6 | 西ノ垣内北谷線          | 津市白山町三ヶ野字親垣内 3 7 8 3 番 1 地先から津市白山町三ヶ野字越後谷 3 8 1 7 番 2 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |

|         |                |                                                               |                       |
|---------|----------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 5 4 2 6 | 野田第 1 5 号<br>線 | 津市野田字沢中 2 8 3 5 番 2 地<br>先から津市野田字掛木 2 8 4 8<br>番 3 地先まで       | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 5 5 0 2 | 野田第 1 9 号<br>線 | 津市野田字沢中 1 9 7 9 番 2 地<br>先から津市野田字沢中 1 9 9 2<br>番 3 1 地先まで     | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 5 5 0 3 | 野田第 2 0 号<br>線 | 津市野田字沢中 1 9 9 2 番 2 5<br>地先から津市野田字沢中 1 9 6<br>8 番 5 地先まで      | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 5 5 0 4 | 野田第 2 1 号<br>線 | 津市野田字沢中 1 9 6 6 番 2 地<br>先から津市野田字掛木 2 8 4 3<br>番 7 地先まで       | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |
| 4 0 8 0 | 塔世橋南郊線         | 津市藤方字西大田 5 5 7 番 1 地<br>先から津市高茶屋小森上野町字<br>東浦 1 1 8 3 番 1 地先まで | 令和 4 年 1 2 月<br>2 8 日 |

津市告示第 2 6 6 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和 4 年 1 2 月 6 日
- 2 調査を実施する者の名称  
津市
- 3 調査地域  
小戸木
- 4 調査期間  
告示の日から令和 5 年 1 月 3 1 日まで

津市公告第 1 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和 4 年 1 2 月 1 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市芸濃町棕本字藤ノ山 3 7 4 9 番 2 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市芸濃町棕本 4 2 9 9 番地  
株式会社ジオ  
代表取締役 櫻井 永美

津市公告第 1 5 1 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

# 事後審査型条件付一般競争入札

504122603

|                             |                                                                                                                                         |                                         |                              |       |  |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------|-------|--|
| 公 告 日                       | 令和4年12月26日                                                                                                                              |                                         | 工 事 担 当 課                    | 建設整備課 |  |
| 工 事 名                       | 令和4年度建整特第6号<br>いつくしみの杜進入路整備工事                                                                                                           |                                         |                              |       |  |
| 工 事 場 所                     | 津市 半田                                                                                                                                   |                                         | 地内                           |       |  |
| 工 事 概 要                     | 掘削工 1,800m <sup>3</sup><br>路体盛土工 2,190m <sup>3</sup><br>路床盛土工 630m <sup>3</sup><br>コンクリートブロック工 115m <sup>2</sup><br>側溝工 227m            |                                         |                              |       |  |
| 工 期                         | 契約締結の日から <b>令和5年6月20日</b> まで                                                                                                            |                                         |                              |       |  |
| 発 注 業 種                     | 土木一式                                                                                                                                    |                                         |                              |       |  |
| 参 加 資 格<br>に 関 す る<br>事 項   | 建設業許可                                                                                                                                   | 特定・一般                                   |                              |       |  |
|                             | 所在地要件                                                                                                                                   | 市内本店                                    |                              |       |  |
|                             | 格付要件                                                                                                                                    | あり                                      |                              |       |  |
|                             | 地 域 ・<br>格 付 要 件                                                                                                                        | 【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲                            | 【地区】津・香良洲                    | 【格付】B |  |
|                             |                                                                                                                                         | 【ﾌﾞﾛｯｸ】                                 | 【地区】                         | 【格付】  |  |
|                             |                                                                                                                                         | 【ﾌﾞﾛｯｸ】                                 | 【地区】                         | 【格付】  |  |
|                             | 同種工事実績要件                                                                                                                                |                                         |                              |       |  |
|                             | 技術者要件                                                                                                                                   | 主任(監理)技術者                               | 2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置) |       |  |
|                             |                                                                                                                                         | 現場代理人                                   | 常駐配置(主任技術者と兼務可)              |       |  |
|                             |                                                                                                                                         |                                         |                              |       |  |
| その他要件                       |                                                                                                                                         |                                         |                              |       |  |
| 設 計 図 書<br>の 閲 覧            | 閲 覧 期 間                                                                                                                                 | 本公告の日から 令和5年1月20日 まで                    |                              |       |  |
|                             | 閲 覧 場 所                                                                                                                                 | 調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」                   |                              |       |  |
| 設 計 図 書<br>の 購 入            | 購 入 期 間                                                                                                                                 | 本公告の日から 令和5年1月20日 まで                    |                              |       |  |
|                             | 販 売 店                                                                                                                                   | アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214          |                              |       |  |
| 設 計 図 書 等<br>に 関 す る<br>質 問 | 提 出 期 限                                                                                                                                 | 令和5年1月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)        |                              |       |  |
|                             | 回 答 日                                                                                                                                   | 令和5年1月17日 ホームページにて回答                    |                              |       |  |
|                             | 提 出 先                                                                                                                                   | 調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333 |                              |       |  |
| 入 札 方 法 等                   | 入 札 方 法                                                                                                                                 | 郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)                      |                              |       |  |
|                             | 提 出 期 限                                                                                                                                 | <b>令和5年1月20日 必着</b>                     |                              |       |  |
|                             | 郵 送 先                                                                                                                                   | 〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛  |                              |       |  |
| 開 札 日 時<br>及 び 場 所          | <b>令和5年1月25日 午前9時00分</b><br>津市役所(本庁舎)7階 入札室                                                                                             |                                         |                              |       |  |
| 予 定 価 格                     | <b>35,221,000</b> 円 (税抜き)                                                                                                               |                                         |                              |       |  |
| 最低制限価格                      | 有                                                                                                                                       |                                         |                              |       |  |
| 入札保証金                       | 免除                                                                                                                                      |                                         |                              |       |  |
| 契約保証金                       | 契約金額の100分の10以上                                                                                                                          |                                         |                              |       |  |
| 前 金 払                       | 有                                                                                                                                       |                                         |                              |       |  |
| 部 分 払                       | 無                                                                                                                                       |                                         |                              |       |  |
| その他                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> </ul> |                                         |                              |       |  |

事後審査型条件付一般競争入札

504122604

|                             |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                  |                                   |         |  |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------|--|
| 公 告 日                       | 令和4年12月26日                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                  | 工 事 担 当 課                         | 津南工事事務所 |  |
| 工 事 名                       | 令和4年度南香地第1号<br>東山荘外塀及び門扉改修工事                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 工 事 場 所                     | 津市 香良洲町                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                  | 地内                                |         |  |
| 工 事 概 要                     | 表層 60m2<br>柵工 29m                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 工 期                         | 契約締結の日から 令和5年3月22日 まで                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 発 注 業 種                     | とび・土工・コンクリート                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 参 加 資 格<br>に 関 す る<br>事 項   | 建設業許可                                                                                                                                                                                                                         | 特定・一般                                                                                            |                                   |         |  |
|                             | 所在地要件                                                                                                                                                                                                                         | 市内本店                                                                                             |                                   |         |  |
|                             | 格 付 要 件                                                                                                                                                                                                                       | A 1 ・ A 2                                                                                        |                                   |         |  |
|                             | 地 域 ・<br>格 付 要 件                                                                                                                                                                                                              | 【ﾌﾟﾛｯｸ】                                                                                          | 【地区】                              | 【格付】    |  |
|                             |                                                                                                                                                                                                                               | 【ﾌﾟﾛｯｸ】                                                                                          | 【地区】                              | 【格付】    |  |
|                             |                                                                                                                                                                                                                               | 【ﾌﾟﾛｯｸ】                                                                                          | 【地区】                              | 【格付】    |  |
|                             | 同 種 工 事<br>実 績 要 件                                                                                                                                                                                                            | 過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり<br>とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く) |                                   |         |  |
|                             | 技術者要件                                                                                                                                                                                                                         | 主任(監理)技術者                                                                                        | 同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置) |         |  |
|                             |                                                                                                                                                                                                                               | 現場代理人                                                                                            | 常駐配置 (主任技術者と兼務可)                  |         |  |
|                             |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                  |                                   |         |  |
| その他要件                       |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 設 計 図 書<br>の 閲 覧            | 閲 覧 期 間                                                                                                                                                                                                                       | 本公告の日から 令和5年1月20日 まで                                                                             |                                   |         |  |
|                             | 閲 覧 場 所                                                                                                                                                                                                                       | 調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」                                                                            |                                   |         |  |
| 設 計 図 書<br>の 購 入            | 購 入 期 間                                                                                                                                                                                                                       | 本公告の日から 令和5年1月20日 まで                                                                             |                                   |         |  |
|                             | 販 売 店                                                                                                                                                                                                                         | アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214                                                                   |                                   |         |  |
| 設 計 図 書 等<br>に 関 す る<br>質 問 | 提 出 期 限                                                                                                                                                                                                                       | 令和5年1月12日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)                                                              |                                   |         |  |
|                             | 回 答 日                                                                                                                                                                                                                         | 令和5年1月17日 ホームページにて回答                                                                             |                                   |         |  |
|                             | 提 出 先                                                                                                                                                                                                                         | 調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) F A X 059-229-3333                                                     |                                   |         |  |
| 入 札 方 法 等                   | 入 札 方 法                                                                                                                                                                                                                       | 郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)                                                                              |                                   |         |  |
|                             | 提 出 期 限                                                                                                                                                                                                                       | 令和5年1月20日 必着                                                                                     |                                   |         |  |
|                             | 郵 送 先                                                                                                                                                                                                                         | 〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛                                                         |                                   |         |  |
| 開 札 日 時<br>及 び 場 所          | 令和5年1月25日 午前9時20分<br>津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室                                                                                                                                                                                       |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 予 定 価 格                     | 3,676,000 円 (税抜き)                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 最低制限価格                      | 有                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 入札保証金                       | 免 除                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 契約保証金                       | 免 除                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 前 金 払                       | 有                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                  |                                   |         |  |
| 部 分 払                       | 無                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                  |                                   |         |  |
| その他                         | ・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。<br>・ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関 (独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。) 、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業 (交通 (鉄道、空港) 、資源エネルギー (電気、ガス、石油) 、通信会社等) とする。<br>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 |                                                                                                  |                                   |         |  |

津市公告第 1 5 2 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

| 土 地 の 所 在 |     |       | 地 積<br>(㎡) | 変更面積<br>(㎡) | 用 途 区 分 |         |
|-----------|-----|-------|------------|-------------|---------|---------|
| 大 字       | 字   | 地 番   |            |             | 変更前     | 変更後     |
| 雲出長<br>常町 | 長常南 | 1558番 | 1,804      | 612         | 農地      | 農業用施設用地 |